⑥　盗難等の防止のための措置

⑦　情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

⑧　不要なデータの廃棄の徹底等、個人データの適切な管理

また、福祉関係事業者は、安全管理措置に関する取組を一層推進するため、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証するほか、必要に応じて福祉サービスの第三者評価など外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい。

第６の３中「講じる」を「講ずる」に改め、「・　指定共同生活介護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第154条）」を削り、「・　指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第213条）」を「・　指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第213条）
・　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第213条の12）」に、「・　地域子育て支援拠点事業に従事する者（児童福祉法第34条の11第２項）」を「・　地域子育て支援拠点事業に従事する者（児童福祉法第34条の11第２項）
・　生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第４条第３項）
・　生活困窮者就労準備支援事業等の事務の全部又は一部の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者（生活困窮者自立支援法第６条第２項）」に改める。

第６の４中「事業の性質及び」を「委託する事業の規模及び性質並びに」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同４の第三段落を削り、同４の第二段落の次に次の五段落を加える。

福祉関係事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制及び規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。

福祉関係事業者は、委託契約等において次に掲げる事項について定めることが望ましい。

①　委託先の個人データの取扱いに関する事項

②　委託先の秘密の保持に関する事項

③　委託された個人データの再委託に関する事項

④　契約終了時の個人データの返却等に関する事項

⑤　契約内容が遵守されなかった場合の措置に関する事項

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める及び直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

福祉関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第７の２中「第46条第１項」を「、第46条第１項」に改める。

○厚生労働省告示第三十二号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成二十八年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成二十八年二月十五日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　調査の期日

１　世帯票、健康票及び介護票に係る調査にあっては、平成二十八年六月二日とする。

２　所得票及び貯蓄票に係る調査にあっては、平成二十八年七月十四日とする。

二　調査票

１　世帯票は、別記様式一によるものとする。

２　健康票は、別記様式二によるものとする。

３　介護票は、別記様式三によるものとする。

４　所得票は、別記様式四によるものとする。

５　貯蓄票は、別記様式五によるものとする。

三　調査票等の提出期限

１　一の１に規定する調査にあっては、平成二十八年七月二十二日とする。

２　一の２に規定する調査にあっては、平成二十八年八月十七日とする。